

福祉情報

赤い羽根共同募金地域 助成事業の募集について

令和8年度赤い羽根共同募金計画策定にあたり、地域福祉の推進を目的とした事業を実施するボランティアグループや地域団体(地区社協)等で、令和9年度に本助成を受けて事業を実施する団体を募集します。

助成を希望する団体は、次のとおりお願ひします。

▼募集期間
令和8年4月1日(水)
～5月15日(金)

▼助成金額

1事業につき原則5万円以内
(ただし助成予算の範囲内)

▼助成時期

令和9年6月頃予定

(令和8年度中に集められた募金からの助成)

▼申請手続

津久見市共同募金委員会備え付けの申請書等必要書類を提

出していただきます。

▼助成対象

市内のボランティアグループ、自治会(地区社協)等の地域団体、福祉団体、NPO等(ただし、すでに社会福祉協議会から助成を受けている事業については、重複となるため原則対象外です。)

なお、助成事業については審査委員会で決定されますので、募金実績や事業の緊急性、必要性、過去の助成実績等の審査により、助成できない場合もありますのでご了承ください。その他、共同募金委員会設置の公募実施要領をご参照ください。

▼問い合わせ

津久見市共同募金委員会
事務局(社会福祉協議会内)

☎0972(82)5000
(担当 三重野)



白津あけぼの会から

月例茶話会のお知らせ

▼日時 4月4日(土)
10時～12時

☆原則毎月第一土曜日

▼場所 NPO法人ちちんぷい
ぷいあけぼの内
(津久見市地蔵町2830番地)

▼内容 心の病について、ちょっと聞きたいことなどを気軽に話せる場所です。個別相談も可能です。今月のテーマは「成年後見制度を学ぼう」です。

▼連絡先 白津あけぼの会 神田
☎080(8394)7092

【コミュニケーション支援事業】

【手話通訳者設置事業】

日常生活における意思疎通を円滑に行うことができるよう
に、手話通訳者を社会福祉課に
設置し、市役所内での各種手続
き等の支援を行います。

▼4月の設置日

6日(月)・13日(月)

20日(月)・27日(月)

▼時間 8時30分～12時

13時～16時30分

【手話通訳者・

要約筆記者派遣事業】

手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通を図ることに支障がある人と、その他の人との意思疎通を仲介します。
※派遣日・派遣場所は、事前にご連絡ください。

※利用者負担はありません。

【手話講習会(入門基礎課程)】

聴覚障がい、聴覚障がいの者の生活および関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙および手話表現技術を習得することを目的とします。

▼期間 令和8年4月15日～

令和9年3月24日

(原則毎週水曜日 40講座)

▼時間 19時～21時

▼場所 津久見市公民館1階
(研修室)

▼問い合わせ

社会福祉課 障がい支援班

☎0972(82)9519

各種手当額について

令和8年4月分より次の手当の金額が改定されます。

▼児童扶養手当

○全額受給の方 48,050円

○一部受給の方

11,340円～48,040円

▼特別児童扶養手当

○1級の場合 58,450円

○2級の場合 38,930円

▼障害児福祉手当 16,560円

▼特別障害者手当 30,450円

▼福祉手当(経過措置分)

16,560円

▼問い合わせ

社会福祉課 子育て支援班
☎0972(82)9519

療育相談会(要予約)

在宅の障がい児およびその家族のための療育相談です。

▼日時 4月12日(日)

9時～15時

▼場所 白杵市障がい者交流センターすくらむ

▼費用 無料

※「障がい福祉サービス受給者証」「通所受給者証」をお持ちの方は有料となります。

▼相談内容 口腔衛生・療育訓練・日常生活・進路(就学)・福祉サービス等

※専門スタッフが対応します。
※相談内容によっては、相談時間が異なるのでお問い合わせください。

▼申込・問い合わせ
さぼーとセンター風車
☎0972(63)5888

つばめ園文化健康教室

▼日時 4月20日(月)

10時～11時

▼内容 健康教室「演歌ビクス」

※参加は無料です。

※上靴をご用意ください。

▼場所・申込・問い合わせ
うばめ園あゆみ
☎0972(82)0353

心の健康相談(要予約)

▼内容 精神保健・福祉・医療に関する相談(心の相談、精神

生活の困りごと・心配なこと 一人で悩んでいませんか?

「家計が厳しい」、「仕事が多く探せない」等、お困りごとはありませんか?まずは、相談員にお気軽にご相談ください。相談者に寄り添い、解決に向けた支援を行います。

※相談窓口まで来ることが困難な場合は、訪問相談を行います。

▼場所 市役所 社会福祉課
▼問い合わせ
社会福祉課 生活支援班
☎0972(82)9547

心身障がい者

タクシー割引券の交付

▼令和8年4月1日から令和9年3月31日までのタクシー割引券を交付します。

※障害者手帳が必要です。

▼対象者

①身体障害者手帳をお持ちで

次の等級の方

・視覚障がい 1、2級

・下肢・体幹機能障がい

1、2級

・内部障がい 1級

②療育手帳(A)をお持ちの方

③精神障害者保健福祉手帳1級

をお持ちの方

④下肢又は体幹機能障がい3級

を所持し、総合等級1、2級

の方。ただし、自動車税又は

軽自動車税の減免を受けてい

ない方

▼手続場所

社会福祉課・各出張所

▼問い合わせ

社会福祉課 障がい支援班

☎0972(82)9519